

1 議事日程（5日目）

〔平成19年太宰府市議会第1回（3月）定例会〕

平成19年3月23日

午前10時開議

於議事室

- 日程第1 議案第3号 字の区域とその名称の変更について（環境厚生常任委員会）
- 日程第2 議案第16号 太宰府市土地開発公社定款の一部を変更する定款について（総務文教常任委員会）
- 日程第3 議案第17号 太宰府都市計画太宰府市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の制定について（建設経済常任委員会）
- 日程第4 議案第18号 太宰府市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について（総務文教常任委員会）
- 日程第5 議案第19号 太宰府市職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例について（総務文教常任委員会）
- 日程第6 議案第20号 太宰府市消防賞じゅつ金及び殉職者特別賞じゅつ金等支給条例の一部を改正する条例について（総務文教常任委員会）
- 日程第7 議案第21号 太宰府市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例について（建設経済常任委員会）
- 日程第8 議案第22号 太宰府市特別職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例について（環境厚生常任委員会）
- 日程第9 議案第23号 平成18年度太宰府市一般会計補正予算（第4号）について（各常任委員会）
- 日程第10 議案第24号 平成18年度太宰府市国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）について（環境厚生常任委員会）
- 日程第11 議案第25号 平成18年度太宰府市介護保険事業特別会計補正予算（第3号）について（環境厚生常任委員会）
- 日程第12 議案第26号 平成18年度筑紫地区介護認定審査会事業特別会計補正予算（第1号）について（環境厚生常任委員会）
- 日程第13 議案第27号 平成18年度太宰府市水道事業会計補正予算（第2号）について（建設経済常任委員会）
- 日程第14 議案第28号 平成18年度太宰府市下水道事業会計補正予算（第3号）について（建設経済常任委員会）
- 日程第15 議案第29号 平成19年度太宰府市一般会計予算について（予算特別委員会）
- 日程第16 議案第30号 平成19年度太宰府市国民健康保険事業特別会計予算について（予算特別委員会）

- 日程第17 議案第31号 平成19年度太宰府市老人保健特別会計予算について（予算特別委員会）
- 日程第18 議案第32号 平成19年度太宰府市介護保険事業特別会計予算について（予算特別委員会）
- 日程第19 議案第33号 平成19年度太宰府市住宅新築資金等貸付事業特別会計予算について（予算特別委員会）
- 日程第20 議案第34号 平成19年度太宰府市公共用地先行取得事業特別会計予算について（予算特別委員会）
- 日程第21 議案第35号 平成19年度太宰府市水道事業会計予算について（予算特別委員会）
- 日程第22 議案第36号 平成19年度太宰府市下水道事業会計予算について（予算特別委員会）
- 日程第23 発議第1号 太宰府市議会委員会条例の一部を改正する条例について
- 日程第24 発議第2号 太宰府市議会会議規則の一部を改正する規則について
- 日程第25 請願第5号 少人数学級に関する請願（総務文教常任委員会）
(H18.12月上程分)
- 日程第26 意見書第1号 医師・看護師等の増員を求める意見書（環境厚生常任委員会）
- 日程第27 意見書第2号 医師不足を解消し、安心できる地域医療体制の確保を求める意見書（環境厚生常任委員会）
- 日程第28 太宰府市まちづくり総合問題特別委員会調査報告について
- 日程第29 太宰府市中学校給食・少子高齢化問題特別委員会中間調査報告について
- 日程第30 基金創設調査特別委員会調査報告について
- 日程第31 議員の派遣について
- 日程第32 閉会中の継続調査申し出について
- 日程第33 片井智鶴枝議員の議員辞職について

2 出席議員は次のとおりである（20名）

- | | | | |
|-----|---------|-----|--------|
| 1番 | 片井智鶴枝議員 | 2番 | 力丸義行議員 |
| 3番 | 後藤邦晴議員 | 4番 | 橋本健議員 |
| 5番 | 中林宗樹議員 | 6番 | 門田直樹議員 |
| 7番 | 不老光幸議員 | 8番 | 渡邊美穂議員 |
| 9番 | 大田勝義議員 | 10番 | 安部啓治議員 |
| 11番 | 山路一恵議員 | 12番 | 小柳道枝議員 |
| 13番 | 清水章一議員 | 14番 | 佐伯修議員 |
| 15番 | 安部陽議員 | 16番 | 田川武茂議員 |
| 17番 | 福廣和美議員 | 18番 | 岡部茂夫議員 |
| 19番 | 武藤哲志議員 | 20番 | 村山弘行議員 |

3 欠席議員は次のとおりである

なし

4 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名（21名）

市 長	佐藤善郎	収 入 役	松島幹彦
教 育 長	關 敏治	総務部長	平島鉄信
総務部政策統括 担当部長	石橋正直	地域振興部長	松田幸夫
地域振興部地域コミュ ニティ推進担当部長	三笠哲生	市民生活部長	関岡 勉
健康福祉部長	永田克人	健康福祉部子育て 支援担当部長	村尾昭子
建設部長	富田 讓	上下水道部長	古川泰博
教育部長	松永栄人	監査委員事務局長	木村 洋
総務課長	松島健二	地域振興課長	大藪勝一
市民課長	藤 幸二郎	福祉課長	新納照文
建設課長	西山源次	上下水道課長	宮原勝美
教務課長	井上和雄		

5 職務のため議事室に出席した事務局職員の職氏名（5名）

議会事務局長	白石純一	議事課長	田中利雄
書 記	伊藤 剛	書 記	花田敏浩
書 記	満崎哲也		

再開 午前10時00分

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（村山弘行議員） 皆さんおはようございます。

定刻になり、出席議員も定足数に達しておりますので、ただいまから休会中の第1回定例会を再開します。

直ちに本日の会議を開きます。

議事日程は、お手元に配付しておるとおりです。

議事に入ります。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第1 議案第3号 字の区域とその名称の変更について

○議長（村山弘行議員） 日程第1、議案第3号「字の区域とその名称の変更について」を議題とします。

本案は環境厚生常任委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。

環境厚生常任委員長 福廣和美議員。

〔17番 福廣和美議員 登壇〕

○17番（福廣和美議員） 3月6日の本会議において環境厚生常任委員会に審査付託されました議案第3号「字の区域とその名称の変更について」につきましては、3月12日に委員全員出席のもと委員会を開催し、執行部から補足説明を受け、審査いたしましたので、その主な内容と結果を報告いたします。

本議案は市長が提案理由で説明されたとおり、佐野地区の土地区画整理事業の完成に合わせ、将来とも混乱せず、かつわかりやすい住所のあらわし方を目的としているものであり、実施する区域と方法については既に平成16年9月議会において議決しているところです。新町名及び町界の決定については、市主催で3回、自治会主催で7回の説明会を実施したところ、大方の同意は得られたとのことであり、また法の定めによる30日間の公示期間を平成18年11月29日から12月28日まで行い、異議申し立て等についても一切なかったとのことでした。

補足説明の後の質疑において、吉松四丁目のみ吉松の町名となっていることについて執行部に説明を求めました。これについては、以前当時の区長が区域内の住民に対し町名についてのアンケート調査を実施したところ、吉松に類する名称をつける希望が強く、県道31号線から北東側の地域で今回住居表示が行われていない地域が将来住居表示を行う際、吉松一丁目から三丁目とする以外にはないと判断したため、地元との協議の結果、今回この部分のみ先に吉松四丁目として提案しているとのことでした。これは以前、五条及び観世音寺においても同じように住居表示を行っているとのことでした。

質疑を終わり、討論はなく、採決の結果、議案第3号については委員全員一致で可決すべきものと決定しました。

以上で報告を終わります。

○議長（村山弘行議員） 報告は終わりました。

ただいまの委員長の報告に対し質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山弘行議員） これで質疑を終わります。

自席へどうぞ。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山弘行議員） これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第3号に対する委員長の報告は可決です。本案を委員長報告のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

（全員起立）

○議長（村山弘行議員） 全員起立です。

したがって、議案第3号は可決されました。

〈可決 賛成19名、反対0名 午前10時04分〉

~~~~~ ○ ~~~~~

## 日程第2 議案第16号 太宰府市土地開発公社定款の一部を変更する定款について

○議長（村山弘行議員） 日程第2、議案第16号「太宰府市土地開発公社定款の一部を変更する定款について」を議題とします。

本案は総務文教常任委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。

総務文教常任委員長 武藤哲志議員。

〔19番 武藤哲志議員 登壇〕

○19番（武藤哲志議員） 3月6日の本会議において総務文教常任委員会に審査付託されました議案第16号「太宰府市土地開発公社定款の一部を変更する定款について」は、3月8日に委員全員出席のもと委員会を開き、審査しましたので、その審査内容と結果を報告します。

本議案は地方自治法の一部改正によって助役にかえて副市長を置くこととされたことや、土地開発公社経理基準要綱の改正によって財務諸表にキャッシュフロー計算書を加えることなどにより、太宰府市土地開発公社定款の一部を変更するものであるとの説明がありました。

本議案に対する主な質疑と回答を報告します。

委員からキャッシュフロー計算書についてどういうふうを活用するのか、そのメリットについての質疑があり、執行部からは決算状況をよりわかりやすくすることができ、公社の経営状況がよりわかりやすくなるという回答がありました。その他関連した質問を行いました。

審査を終え、討論もなく、採決の結果、議案第16号は全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

○議長（村山弘行議員） 報告は終わりました。

ただいまの委員長報告に対し質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山弘行議員） これで質疑を終わります。

自席へどうぞ。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山弘行議員） これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第16号に対する委員長の報告は原案可決です。本案を委員長報告のとおり原案可決することに賛成の方は起立願います。

（全員起立）

○議長（村山弘行議員） 全員起立です。

したがって、議案第16号は原案のとおり可決されました。

〈原案可決 賛成19名、反対0名 午前10時07分〉

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第3 議案第17号 太宰府都市計画太宰府市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の制定について

○議長（村山弘行議員） 日程第3、議案第17号「太宰府都市計画太宰府市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の制定について」を議題とします。

本案は建設経済常任委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。

建設経済常任委員長 佐伯修議員。

〔14番 佐伯修議員 登壇〕

○14番（佐伯 修議員） 3月6日の本会議において建設経済常任委員会に審査付託されました議案第17号「太宰府都市計画太宰府市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の制定について」につきましては、3月9日委員全員出席のもと委員会を開催し、執行部から説明を受け、審査いたしましたので、その内容と結果をご報告いたします。

今回の条例の制定の理由については、通古賀及び吉松東地区土地区画整理事業区域内において平成18年6月7日に良好な住環境の保全を図ることを目的として地区計画が決定しているが、法的な強制力がないことから、用途、最低敷地面積、高さなどを制限するために本条例を制定し、法的な強制力のもとにこの地区計画の実現を図ることを目的としているとの説明がありました。また、用途制限については第1種住居地域ということで考えているとのことでした。

委員から過去に一般質問がされているように、太宰府市の観光を滞在型にしていくという観点から、この地区にホテルを建てられるようにしてはとの意見が出されましたが、ホテルについては町全体の中で九州国立博物館周辺を適地として考えているとの回答でした。

また、その他の質疑で、この地区に対して平成16年度から平成20年度までの5年間のまちづくり交付金事業でおおむね20億円の負担をし、固定資産税や人口増に伴う財政的な効果が年間四、五千万円であることや、調整区域でも区画整理で面整備を行い、地区計画が決定した時点で建築可能となること、またこの条例を制定すれば違反建築物に対して建築基準法で是正命令が出されることなどを確認いたしました。

質疑を終わり、討論はなく、採決の結果、議案第17号については委員全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上で報告を終わります。

○議長（村山弘行議員） 報告は終わりました。

ただいまの委員長報告に対し質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山弘行議員） これで質疑を終わります。

自席へどうぞ。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山弘行議員） これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第17号に対する委員長の報告は原案可決です。本案を委員長報告のとおり原案可決することに賛成の方は起立願います。

（全員起立）

○議長（村山弘行議員） 全員起立です。

したがって、議案第17号は原案のとおり可決されました。

〈原案可決 賛成19名、反対0名 午前10時11分〉

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第4から日程第6まで一括上程

○議長（村山弘行議員） お諮りします。

日程第4、議案第18号「太宰府市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について」から日程第6、議案第20号「太宰府市消防賞じゅつ金及び殉職者特別賞じゅつ金等支給条例の一部を改正する条例について」までを一括議題にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山弘行議員） 異議なしと認めます。

したがって、日程第4から日程第6までを一括議題とします。

日程第4から日程第6までは総務文教常任委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。

総務文教常任委員長 武藤哲志議員。

〔19番 武藤哲志議員 登壇〕

○19番（武藤哲志議員） 3月6日の本会議において総務文教常任委員会に審査付託されました議案第18号「太宰府市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について」から議案第20号「太宰府市消防賞じゅつ金及び殉職者特別賞じゅつ金等支給条例の一部を改正する条例について」まで3月8日に委員全員出席のもと委員会を開き、審査しましたので、その審査内容と結果を一括して報告します。

まず、議案第18号「太宰府市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について」は、国家公務員の例に準じて条文の整理及び給料表の一部を改めるもの等であるという説明がありました。

委員から、議案に関連して新給料表における昇給について次の号給への上がり方の基準はどうなっているのか、また昇給時期について質疑があり、初任給の格付として高卒者は1級の9号給、大卒者は1級の29号給、在職5年で2級に上がり、2級在職4年で3級へ、そして3級在職おおむね40歳で4級、係長級に上がる。5級は参事補佐級となっている。昇給は1年ごとに基本的には4号給ずつ昇給し、平成23年度までに人事評価制度を導入予定で現在研究が行われているとのことでした。その他関連した質疑が行われました。

審査を終え、討論もなく、採決の結果、議案第18号については委員全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第19号「太宰府市職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例について」は、職員の旅費に関し、宿泊料の額についてこれまでの定額支給から実費額支給に改めるという説明がありました。

さしたる質疑もなく、討論もなく、採決の結果、議案第19号については委員全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第20号「太宰府市消防賞じゅつ金及び殉職者特別賞じゅつ金等支給条例の一部を改正する条例について」は、非常勤消防団等に係る損害賠償の基準を定めた政令の一部を改正する政令が平成18年9月26日に施行されたため、条文の整理を行うものとの補足説明がありました。

委員からは関連質疑として、別表にある功労の程度による支給額の基準及びだれがその程度を判断するかとの質疑があり、団長、副団長等の階級と所属年数によって判断されることや、その他の消防賞じゅつ金の支給は一度きりの支給になることを確認しました。

審査を終え、討論もなく、議案第20号につきましては委員全員一致で原案のとおり可決すべ

きものと決定いたしました。

以上で議案第18号から議案第20号までの報告を終わります。

○議長（村山弘行議員） 報告は終わりました。

質疑を行います。

議案第18号の委員長報告に対し質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山弘行議員） 次に、議案第19号の委員長報告に対し質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山弘行議員） 次に、議案第20号の委員長報告に対し質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山弘行議員） これで質疑を終わります。

自席へどうぞ。

これから討論、採決を行います。

議案第18号「太宰府市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について」討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山弘行議員） これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第18号に対する委員長の報告は原案可決です。本案を委員長報告のとおり原案可決することに賛成の方は起立願います。

（全員起立）

○議長（村山弘行議員） 全員起立です。

したがって、議案第18号は原案のとおり可決されました。

〈原案可決 賛成19名、反対0名 午前10時17分〉

○議長（村山弘行議員） 次に、議案第19号「太宰府市職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例について」討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山弘行議員） これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第19号に対する委員長の報告は原案可決です。本案を委員長報告のとおり原案可決することに賛成の方は起立願います。

（全員起立）

○議長（村山弘行議員） 全員起立です。

したがって、議案第19号は原案のとおり可決されました。

〈原案可決 賛成19名、反対0名 午前10時18分〉

○議長（村山弘行議員） 次に、議案第20号「太宰府市消防賞じゅつ金及び殉職者特別賞じゅつ金等支給条例の一部を改正する条例について」討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山弘行議員） これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第20号に対する委員長の報告は原案可決です。

本案を委員長報告のとおり原案可決することに賛成の方は起立願います。

（全員起立）

○議長（村山弘行議員） 全員起立です。

したがって、議案第20号は原案のとおり可決されました。

〈原案可決 賛成19名、反対0名 午前10時18分〉

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第7 議案第21号 太宰府市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例について

○議長（村山弘行議員） 日程第7、議案第21号「太宰府市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例の制定について」を議題とします。

本案は建設経済常任委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。

建設経済常任委員長 佐伯修議員。

〔14番 佐伯修議員 登壇〕

○14番（佐伯 修議員） 3月6日の本会議において建設経済常任委員会に審査付託されました議案第21号「太宰府市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例について」につきましては、3月9日委員全員出席のもと委員会を開催し、執行部から補足説明を受け、審査いたしましたので、その主な内容と結果をご報告いたします。

今回の改正は、道路法施行令の一部改正で、用語の改正と歩行者の安全で円滑な通行が確保できるように道路上における自転車、原動機付自転車及び自動二輪の放置問題に対処するために、これらの駐車に必要な車どめの装置、その他の器具が道路上の占用物件として新しく定められたために条例の一部を改正するとの補足説明がありました。

本議案に対しての質疑、討論はなく、採決の結果、委員全員一致で議案第21号については原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上で報告を終わります。

○議長（村山弘行議員） 報告は終わりました。

ただいまの委員長報告に対し質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山弘行議員） これで質疑を終わります。

自席へどうぞ。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山弘行議員） これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第21号に対する委員長の報告は原案可決です。本案を委員長報告のとおり原案可決することに賛成の方は起立願います。

（全員起立）

○議長（村山弘行議員） 全員起立です。

したがって、議案第21号は原案のとおり可決されました。

〈原案可決 賛成19名、反対0名 午前10時21分〉

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第8 議案第22号 太宰府市特別職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例 について

○議長（村山弘行議員） 日程第8、議案第22号「太宰府市特別職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例について」を議題とします。

本案は環境厚生常任委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。

環境厚生常任委員長 福廣和美議員。

〔17番 福廣和美議員 登壇〕

○17番（福廣和美議員） 3月6日の本会議において環境厚生常任委員会に審査付託されました議案第22号「太宰府市特別職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例について」につきましては、3月12日に委員全員出席のもと委員会を開催し、執行部からの補足説明を受け、審査いたしましたので、その主な内容と結果を報告いたします。

本議案は筑紫地区介護認定審査会の設置に関する基本協定に基づき、2年ごとの輪番制になっている事務局担当市町について、平成19年度より本市から那珂川町に交代することに伴い条例を改正するものです。

本議案に対する質疑、討論はなく、議案第22号については委員全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上で報告を終わります。

○議長（村山弘行議員） 報告は終わりました。

ただいまの委員長報告に対し質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山弘行議員） これで質疑を終わります。

自席へどうぞ。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(村山弘行議員) これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第22号に対する委員長の報告は原案可決です。本案を委員長報告のとおり原案可決することに賛成の方は起立願います。

(全員起立)

○議長(村山弘行議員) 全員起立です。

したがって、議案第22号は原案のとおり可決されました。

〈原案可決 賛成19名、反対0名 午前10時23分〉

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第9 議案第23号 平成18年度太宰府市一般会計補正予算(第4号)について

○議長(村山弘行議員) 日程第9、議案第23号「平成18年度太宰府市一般会計補正予算(第4号)について」を議題とします。

本案は各所管委員会に分割付託しておりましたので、各常任委員長の報告を求めます。

まず、総務文教常任委員長の報告を求めます。

総務文教常任委員長 武藤哲志議員。

[19番 武藤哲志議員 登壇]

○19番(武藤哲志議員) 3月6日の本会議において各委員会に分割付託されました議案第23号「平成18年度太宰府市一般会計補正予算(第4号)について」の総務文教常任委員会所管分については、3月8日に委員全員出席のもと委員会を開き、執行部から項目ごとに説明を受け、審査を行いましたので、その主な審査内容と結果を報告します。

まず、歳出の主なものとしたしましては、消防団消防格納庫の用地確保のための370万4,000円の増、文化財発掘調査費用の入札減及び執行残として2,100万円の減、公債の借入利率が低くおさまったために700万円の減等の補正が計上されております。

続きまして、歳入の主なものとしたしましては、国立博物館の開館等により来訪者が増加したことによる歴史と文化の環境税1,400万円の増、いきいき情報センター貸付料として株式会社マミーズに貸し付けている家賃として961万2,000円の増等の補正が計上されております。

その他繰越明許費と地方債の補正も審査をいたしました。

本議案の当委員会所管分に対し、さしたる質疑もなく、討論もありませんでした。

採決の結果、議案第23号の総務文教常任委員会所管分については、委員全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

○議長（村山弘行議員） 報告は終わりました。

ただいまの委員長報告に対し質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山弘行議員） これで総務文教常任委員長に対する質疑を終わります。

自席へどうぞ。

次に、建設経済常任委員会の報告を求めます。

建設経済常任委員長 佐伯修議員。

〔14番 佐伯修議員 登壇〕

○14番（佐伯 修議員） 3月6日の本会議において各常任委員会に分割審査付託されました議案第23号「平成18年度太宰府市一般会計補正予算（第4号）について」の当委員会所管分につきましては、3月9日委員全員出席のもと委員会を開催し、執行部から各款、各項の説明を詳細に受け、その都度不明な部分について回答を求めながら審査いたしました。

それでは、その主な内容と結果を報告いたします。

今回の当委員会所管分の主な補正としましては、歳出の2款で1,139万7,000円が増額補正されています。まず、15節の五条駅進入路新設工事につきましては、警察との協議で計画の位置に三差路の交差点をつくるのは踏切に近いこと、観光客が多いときに県道筑紫野・古賀線が渋滞することから、交通事故の危険性があるとのことで工事を行わなかったために500万円全額を減額するとのことです。次に、19節のコミュニティバス運行補助金は、全体的な運行ルートの見直しや経費削減ができなかったために前年度並みの運行経費が必要となり、2,076万3,000円を増額するとのことです。6款、7款、8款の補正につきましては、ほとんどが不用額や執行残に伴う減額補正となっております。

歳入の主なものとしましては、20款4項1目の保留地処分金は佐野土地区画整理事業地内の保留地が大幅に処分できたことから、4億5,453万2,000円が増額補正されています。

次に、繰越明許費、債務負担行為、地方債の各補正についてですが、特に問題はありませんでした。

質疑を終わり、討論はなく、採決の結果、議案第23号の建設経済常任委員会所管分については、委員全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上で報告を終わります。

○議長（村山弘行議員） 報告は終わりました。

ただいまの委員長報告に対し質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山弘行議員） これで建設経済常任委員長に対する質疑を終わります。

自席へどうぞ。

次に、環境厚生常任委員会の報告を求めます。

環境厚生常任委員長 福廣和美議員。

[17番 福廣和美議員 登壇]

○17番（福廣和美議員） 3月6日の本会議において各常任委員会に分割審査付託されました議案第23号「平成18年度太宰府市一般会計補正予算（第4号）について」の環境厚生常任委員会所管分につきましては、3月12日に委員全員出席のもと委員会を開催し、執行部から補足説明を受け、審査いたしましたので、その内容と結果を報告いたします。

今回の補正における内容は、歳出において、3款民生費、1項社会福祉費では介護保険事業特別会計繰出金や後期高齢者医療関係費等が増額となっているものの、全体で290万7,000円の減額。同じく3款2項児童福祉費で3,625万円の減額、4款衛生費、1項保健衛生費で764万1,000円の減額、同じく4款2項清掃費については財源更正がなされており、歳入についても主に歳出補正に伴ったものとなっています。

審査における主な内容は、まず3款1項社会福祉費の2目老人福祉費の老人憩いの場整備補助金400万円の減額は、当初つつじヶ丘区から設置の要望があっていた老人憩いの家について、諸事情により辞退されたことに伴う減額であるとのことでした。なお、平成9年度から平成17年度までに設置されている箇所は、全部で16カ所であることを確認いたしました。同じく5目知的障害者福祉費の知的障害者施設訓練費1,767万3,000円の増額は、障害者自立支援法の一部改正に伴い利用者が増加したため、その負担金額として1人当たり年間300万円前後を要することから、当初予算から大幅な増額補正となったとのことでした。現在約30名ほどが利用されているとのこと。そのほか3款2項児童福祉費の母子生活支援施設関係費の審査においては、支援施設に現在入所されている世帯が2世帯であること等を確認しました。

質疑を終え、本議案に対する討論はなく、採決の結果、委員全員一致で議案第23号の当委員会所管分につきましては、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上で報告を終わります。

○議長（村山弘行議員） 報告は終わりました。

ただいまの委員長報告に対し質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山弘行議員） これで環境厚生常任委員長に対する質疑を終わります。

自席へどうぞ。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山弘行議員） これで討論を終わります。

採決を行います。

ただいまの各委員長の報告は原案可決です。本案を各委員長の報告のとおり原案可決することに賛成の方は起立願います。

（全員起立）

○議長（村山弘行議員） 全員起立です。

したがって、議案第23号は原案のとおり可決されました。

〈原案可決 賛成19名、反対0名 午前10時33分〉

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第10から日程第12まで一括上程

○議長（村山弘行議員） お諮りします。

日程第10、議案第24号「平成18年度太宰府市国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）について」から日程第12、議案第26号「平成18年度筑紫地区介護認定審査会事業特別会計補正予算（第1号）について」までを一括議題にしたいと思います。これに異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山弘行議員） 異議なしと認めます。

したがって、日程第10から日程第12までを一括議題とします。

日程第10から日程第12までは環境厚生常任委員会に付託していただきましたので、委員長の報告を求めます。

環境厚生常任委員長 福廣和美議員。

〔17番 福廣和美議員 登壇〕

○17番（福廣和美議員） 3月6日の本会議において環境厚生常任委員会に審査付託されました議案第24号「平成18年度太宰府市国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）について」から議案第26号「平成18年度筑紫地区介護認定審査会事業特別会計補正予算（第1号）について」につきましては、3月12日に委員全員出席のもと委員会を開催し、執行部から補足説明を受け、審査をいたしましたので、その主な内容と結果を一括して報告いたします。

まず、議案第24号「平成18年度太宰府市国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）について」報告いたします。

今回の補正は、主に退職者被保険者等療養給付費の増額に伴い、歳入歳出それぞれ5,960万5,000円の増額補正がなされております。

質疑において、今回の補正分について平成19年度予算にもおおむね反映していることを確認しました。

質疑を終わり、討論はなく、議案第24号については委員全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議案第25号「平成18年度太宰府市介護保険事業特別会計補正予算（第3号）について」報告いたします。

今回の補正は、主に平成20年4月に施行予定となっている医療制度改革に伴う介護保険システム電算の改修委託料や補助金の精算返還金の増額、介護認定審査会負担金の減額に伴い、歳入歳出それぞれ614万3,000円の増額補正となっております。なお、介護保険システム電算委託料については、関係機関との調整が必要であることから、平成19年度に予算を繰り越すため第

2表の繰越明許費に計上されております。

本議案に対するさしたる質疑はなく、また討論もなく、議案第25号については委員全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議案第26号「平成18年度筑紫地区介護認定審査会事業特別会計補正予算（第1号）について」報告いたします。

今回の補正は、主に事務局職員人件費負担金の決算見込みによる減額に伴い、歳入歳出それぞれ1,002万1,000円の減額補正がなされております。

本議案に対する質疑、討論はなく、議案第26号については委員全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上で報告を終わります。

○議長（村山弘行議員） 報告は終わりました。

議案第24号の委員長報告に対し質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山弘行議員） 次に、議案第25号の委員長報告に対し質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山弘行議員） 次に、議案第26号の委員長報告に対し質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山弘行議員） これで質疑を終わります。

自席へどうぞ。

これより討論、採決を行います。

議案第24号「平成18年度太宰府市国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）について」討論を行います。

討論はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山弘行議員） これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第24号に対する委員長の報告は原案可決です。本案を委員長報告のとおり原案可決することに賛成の方は起立願います。

（全員起立）

○議長（村山弘行議員） 全員起立です。

よって、議案第24号は原案のとおり可決されました。

〈原案可決 賛成19名、反対0名 午前10時39分〉

○議長（村山弘行議員） 次に、議案第25号「平成18年度太宰府市介護保険事業特別会計補正予算（第3号）について」討論を行います。

討論はありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(村山弘行議員) これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第25号に対する委員長の報告は原案可決です。本案を委員長報告のとおり原案可決することに賛成の方は起立願います。

(全員起立)

○議長(村山弘行議員) 全員起立です。

よって、議案第25号は原案のとおり可決されました。

〈原案可決 賛成19名、反対0名 午前10時40分〉

○議長(村山弘行議員) 次に、議案第26号「平成18年度筑紫地区介護認定審査会事業特別会計補正予算(第1号)について」討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(村山弘行議員) これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第26号に対する委員長の報告は原案可決です。本案を委員長報告のとおり原案可決することに賛成の方は起立願います。

(全員起立)

○議長(村山弘行議員) 全員起立です。

よって、議案第26号は原案のとおり可決されました。

〈原案可決 賛成19名、反対0名 午前10時40分〉

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第13と日程第14を一括上程

○議長(村山弘行議員) お諮りします。

日程第13、議案第27号「平成18年度太宰府市水道事業会計補正予算(第2号)について」及び日程第14、議案第28号「平成18年度太宰府市下水道事業会計補正予算(第3号)について」を一括議題にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(村山弘行議員) 異議なしと認めます。

したがって、日程第13及び日程第14を一括議題とします。

日程第13及び日程第14は建設経済常任委員会に付託していただきましたので、委員長の報告を求めます。

建設経済常任委員長 佐伯修議員。

[14番 佐伯修議員 登壇]

○14番(佐伯 修議員) 3月6日の本会議において建設経済常任委員会に審査付託されました

議案第27号「平成18年度太宰府市水道事業会計補正予算（第2号）について」及び議案第28号「平成18年度太宰府市下水道事業会計補正予算（第3号）について」につきましては、3月9日委員全員出席のもと委員会を開催し、執行部の補足説明を受け、審査いたしましたので、その主な内容と結果を報告いたします。

それではまず、議案第27号「平成18年度太宰府市水道事業会計補正予算（第2号）について」報告いたします。

今回の補正は、決算見込み額の精査により予算の調整を行ったもので、支出については決算見込みあるいは入札減などによる執行残ということで、すべてにおいて減額補正となっております。

審査に当たり、執行部から詳細に説明を受けましたが、特に問題はありませんでした。

本案に対して委員からの質疑、討論はなく、採決の結果、議案第27号については委員全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第28号「平成18年度太宰府市下水道事業会計補正予算（第3号）について」報告いたします。

今回の補正は、決算見込み額の精査による予算調整によるもので、主なものとしましては、収益的支出の営業外費用の支払い利息708万1,000円の減額は、借入額及び借入利率の低下によるもの、資本的収入の建設企業債、公共下水道事業債5,860万円の減額については、事業費の減額に伴うもの、資本的支出の水道管布設替補償金1,005万5,000円の増額は、陣ノ尾の雨水路など3箇所の布設替えが発生したとのことでした。

本案に対して委員からの質疑、討論はなく、採決の結果、議案第28号については委員全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

○議長（村山弘行議員） 報告は終わりました。

議案第27号の委員長報告に対し質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山弘行議員） 次に、議案第28号の委員長報告に対し質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山弘行議員） これで質疑を終わります。

自席へどうぞ。

これより討論、採決を行います。

議案第27号「平成18年度太宰府市水道事業会計補正予算（第2号）について」討論を行います。

討論はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山弘行議員） これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第27号に対する委員長の報告は原案可決です。本案を委員長報告のとおり原案可決することに賛成の方は起立願います。

(全員起立)

○議長(村山弘行議員) 全員起立です。

したがって、議案第27号は原案のとおり可決されました。

〈原案可決 賛成19名、反対0名 午前10時45分〉

○議長(村山弘行議員) 次に、議案第28号「平成18年度太宰府市下水道事業会計補正予算(第3号)について」討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(村山弘行議員) これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第28号に対する委員長の報告は原案可決です。本案を委員長報告のとおり原案可決することに賛成の方は起立願います。

(全員起立)

○議長(村山弘行議員) 全員起立です。

したがって、議案第28号は原案のとおり可決されました。

〈原案可決 賛成19名、反対0名 午前10時45分〉

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第15から日程第22まで一括上程

○議長(村山弘行議員) お諮りします。

日程第15、議案第29号「平成19年度太宰府市一般会計予算について」から日程第22、議案第36号「平成19年度太宰府市下水道事業会計予算について」までを一括議題にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(村山弘行議員) 異議なしと認めます。

したがって、日程第15から日程第22までを一括議題とします。

日程第15から日程第22までは予算特別委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。

予算特別委員長 武藤哲志議員。

[19番 武藤哲志議員 登壇]

○19番(武藤哲志議員) 今定例会におきまして予算特別委員会に審査付託を受けました議案第29号「平成19年度太宰府市一般会計予算について」から議案第36号「平成19年度太宰府市下水道事業会計予算について」までは、3月2日、第1日目の予算特別委員会で執行部から説明を

受け、3月19日、20日の2日間にわたり市長ほか収入役、教育長及び各部課長出席のもとに具体的な審査を行いましたので、その結果について報告いたします。

まず、平成19年度の予算編成に当たっては、行政評価と連動した施策別枠配分方式で編成されたこと、また4月が統一地方選挙であることから、平成19年度の当初予算は骨格予算であるということです。

審査に当たりましては、平成19年度各会計予算書に計上された内容に対する全般的なチェックを行った上で審査資料を参考に、質問形式により平成19年度の施策に対してできるだけ明らかになるよう審査を行いました。審査資料の請求に当たりましては、委員各位のご協力、また提出いただきました執行部の皆様方にここで改めてお礼申し上げます。

初めに、議案第29号「平成19年度太宰府市一般会計予算について」報告します。

予算の概要及び特色並びに重要な施策、新規事業につきましては、市長からの提案理由の説明があり、委員会において予算説明資料を参考に部長より説明を受け、さらに各委員の質疑に対して所管の部課長より詳細な説明を受けました。

審査の内容及び問題点につきましては、委員会の最後にご了承いただきましたように、後日議事録が配付されますので、ご参照いただきたいと思います。また、委員から出されました指摘、意見、要望については、十分検討をいただき、適切な処置をされるようお願いいたします。

審査を終わり、委員会採決の結果、大多数をもって議案第29号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第30号「平成19年度太宰府市国民健康保険事業特別会計予算について」、議案第31号「平成19年度太宰府市老人保健特別会計予算について」、議案第32号「平成19年度太宰府市介護保険事業特別会計予算について」、議案第33号「平成19年度太宰府市住宅新築資金等貸付事業特別会計予算について」、議案第34号「平成19年度太宰府市公共用地先行取得事業特別会計予算について」の5件の特別会計について一括して報告申し上げます。

特別会計予算については、款、項、目ごとに審査を行いました。なお、審査の詳細については一般会計同様に予算審査の会議録をご参照願います。

審査を終わり、委員会採決の結果、各特別会計の議案第30号、議案第31号、議案第32号、議案第33号、議案第34号につきましては、委員全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第35号「平成19年度太宰府市水道事業会計予算について」及び議案第36号「平成19年度太宰府市下水道事業会計予算について」の2企業会計につきましても、款、項、目ごとに慎重に審査を行いました。なお、審査の詳細については同様に予算審査の会議録を参照願います。

審査を終わり、委員会採決の結果、議案第35号は大多数をもって、議案第36号については委員全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

○議長（村山弘行議員） 報告は終わりました。

質疑を行います。

議案第29号の委員長報告に対し質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山弘行議員） 次に、議案第30号の委員長報告に対し質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山弘行議員） 次に、議案第31号の委員長報告に対し質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山弘行議員） 次に、議案第32号の委員長報告に対し質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山弘行議員） 次に、議案第33号の委員長報告に対し質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山弘行議員） 次に、議案第34号の委員長報告に対し質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山弘行議員） 次に、議案第35号の委員長報告に対し質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山弘行議員） 次に、議案第36号の委員長報告に対し質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山弘行議員） これで質疑を終わります。

自席へどうぞ。

ここで11時5分まで休憩いたします。

休憩 午前10時52分

~~~~~ ○ ~~~~~

再開 午前11時05分

○議長（村山弘行議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

討論、採決を行います。

議案第29号「平成19年度太宰府市一般会計予算について」、討論を行います。

通告があつていますので、これを許可します。

11番山路一恵議員。

○11番（山路一恵議員） 議案第29号「平成19年度太宰府市一般会計予算について」反対討論をいたします。

今回の予算につきましては新市長の政策判断を要する部分が入っておりませんので、大まかなところでの反対理由を述べさせていただきますが、歳入におきましては本年定率減税の全廃により市民にとっては増税となります。国保税、介護保険料、保育料などにもその影響は及び

ます。これは国の法律改正でそうなるものですが、市民にとっては大きな負担であるということとをまず述べておきたいと思います。

次に、歳出についてですが、まず太宰府西小学校の給食調理業務を民間に委託をするということ、それから一般廃棄物処理や火葬場業務などを広域化する方向で進めていること、同和対策事業を今後も継続して進める考えであることなど、本来地方公共団体として大きな責任を負っている業務を民営化、広域化することは、住民側の意見や要求が届きにくくなってしまい、責任の所在があいまいになってしまうといった問題点があります。そして、今後火葬場においては使用料の値上げが既に決まっておりますが、経費を最小限に抑えるためといって広域化を進めておいて、その一方で受益者負担と言いながら市民に負担を強いるというのは、どう考えても間違っています。経費を浮かせた分市民に還元をするならわかりますが、逆に値上げをせざるを得ない状況になるというのは、明らかに政策判断ミスだと思います。財源がないと言いながら市民に負担を負わせたり、サービスを削るような政策が続いておりますが、新体制ではそうならないことを切望いたしまして討論にかえさせていただきます。

○議長（村山弘行議員） 次に、19番武藤哲志議員。

○19番（武藤哲志議員） 議案第29号「平成19年度太宰府市一般会計予算について」予算特別委員会委員長でしたので、討論ができませんでしたので、本会議の場において反対討論いたします。

執行部から提案された内容は4月の市長選挙を控えていることから、新規事業補助金などの政策的経費を除き人件費、公債費などの義務的経費、公共施設の管理費などの経常的経費を中心とした骨格予算としての説明がありましたが、19年度の予算の構成比を見ると、自主財源が18年度と比較して6.9%の伸びになっております。特に、市税が5億2,639万4,000円増額になっております。特に、個人市民税は前年度と比較して7億1,746万3,000円の増税となり、23.9%も伸びております。また、6月議会以降固定資産税の追加があり、市税の総額は80億円を超すと思います。これは国の税制改悪による市民増税も含まれており、所得の少ない年金生活者を初め弱者に対して大変な負担を押しつけるものです。

歳出については、投資的経費である市民の文化活動や社会教育活動の予算等や普通建設事業を大幅に削減縮小しています。これは太宰府市民に対しての活性化を低下させるものと言えます。一方、一般質問でも指摘をしましたが、不公正な同和対策事業の継続を引き続き行うという市当局の態度表明については認めることができないということをお知らせしておきたいと思っております。

平成19年度予算の中には歳出で当然必要なものがあることは理解いたしますが、市民負担が強まる平成19年度予算に対して賛成できない態度を明らかにし、反対討論といたします。

○議長（村山弘行議員） ほかに討論はありませんか。

13番清水章一議員。

○13番（清水章一議員） 賛成の立場で討論をさせていただきます。

先ほど委員長の方からも報告がありましたように、今回は骨格予算でございます。しかし、その中で各自治体、まさに地方交付税が削減されるなど財政改革が大きな課題になっておりまして、今回の予算に関しましても私は関心を持っておりました。中でも、市の考え方として公債費と市債があるわけですが、公債費というのは借金を返す金額、市債とは新たに借金をする、そういう意味において公債費よりも市債を少なくしていくと、こういう市の考え方の中で今回のこの予算の中にそういう形の姿勢が入っています。公債費が32億2,500万円、市債が15億3,700万円、こういう形で借金を少なくして将来的に負担を軽くしていくと、こういうような予算がこの中に盛り込まれているといった面においては、私は評価をしたいと、このように考えております。さらに、市の補助金に関しまして先ほども話がありましたが、今回は新市長に、要するに裁量の余地を残しておるという形での骨格予算でございまして、そういう意味においてはこういう配慮をされたということに関しては、私は評価をしたいと思っております。

また、市の補助金につきまして予算委員会でも若干議論がありましたが、私が平成13年の決算委員会で市の補助金に関して質問をさせていただきました。その中で、要するにあいまいだとか、その目的に合った形で使われなかった場合はどう対応するかというような質問をしているわけですが、部長の方からはそういう事例はなかったということでございました。私はこの発言に関して若干誤解があったということで訂正をしたいと思っております。いずれにしても、市の補助金でございますので、今後市民の税金でございますので、やはり交付をするに当たって、きちっと目的を持って、そしてそのお金がきちっと使われているかという精査をしていただきたいという要望を添えて賛成討論にかえたいと思います。

以上です。

○議長（村山弘行議員） これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第29号に対する委員長の報告は原案可決です。本案を委員長報告のとおり原案可決することに賛成の方は起立願います。

（大多数起立）

○議長（村山弘行議員） 大多数起立です。

したがって、議案第29号は原案のとおり可決されました。

〈原案可決 賛成17名、反対2名 午前11時13分〉

○議長（村山弘行議員） 次に、議案第30号「平成19年度太宰府市国民健康保険事業特別会計予算について」討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山弘行議員） これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第30号に対する委員長の報告は原案可決です。本案を委員長報告のとおり原案可決することに賛成の方は起立願います。

(全員起立)

○議長(村山弘行議員) 全員起立です。

したがって、議案第30号は原案のとおり可決されました。

〈原案可決 賛成19名、反対0名 午前11時13分〉

○議長(村山弘行議員) 次に、議案第31号「平成19年度太宰府市老人保健特別会計予算について」討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(村山弘行議員) これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第31号に対する委員長の報告は原案可決です。本案を委員長報告のとおり原案可決することに賛成の方は起立願います。

(全員起立)

○議長(村山弘行議員) 全員起立です。

したがって、議案第31号は原案のとおり可決されました。

〈原案可決 賛成19名、反対0名 午前11時14分〉

○議長(村山弘行議員) 次に、議案第32号「平成19年度太宰府市介護保険事業特別会計予算について」討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(村山弘行議員) これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第32号に対する委員長の報告は原案可決です。本案を委員長報告のとおり原案可決することに賛成の方は起立願います。

(全員起立)

○議長(村山弘行議員) 全員起立です。

したがって、議案第32号は原案のとおり可決されました。

〈原案可決 賛成19名、反対0名 午前11時14分〉

○議長(村山弘行議員) 次に、議案第33号「平成19年度太宰府市住宅新築資金等貸付事業特別会計予算について」討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(村山弘行議員) これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第33号に対する委員長の報告は原案可決です。本案を委員長報告のとおり原案可決することに賛成の方は起立願います。

(全員起立)

○議長(村山弘行議員) 全員起立です。

したがって、議案第33号は原案のとおり可決されました。

(原案可決 賛成19名、反対0名 午前11時15分)

○議長(村山弘行議員) 次に、議案第34号「平成19年度太宰府市公共用地先行取得事業特別会計予算について」討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(村山弘行議員) これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第34号に対する委員長の報告は原案可決です。本案を委員長報告のとおり原案可決することに賛成の方は起立願います。

(全員起立)

○議長(村山弘行議員) 全員起立です。

したがって、議案第34号は原案のとおり可決されました。

(原案可決 賛成19名、反対0名 午前11時15分)

○議長(村山弘行議員) 次に、議案第35号「平成19年度太宰府市水道事業会計予算について」討論を行います。

通告がありますので、これを許可します。

19番武藤哲志議員。

○19番(武藤哲志議員) 議案第35号「平成19年度太宰府市水道事業会計予算について」、予算特別委員長のために討論できませんでしたので、本会議の場において反対討論いたします。

決算状況としては、平成17年度水道事業会計に対する監査結果は、水道事業の経営分析として資金繰りは4倍の能力があり、短期の支払い能力は8倍、現金比率は8倍あり、水道企業債の残高は21億3,000万円と監査結果が報告されており、毎年安定した水道事業が執行されております。19年度の現金預金の内訳は、国債5億円を含み年度末16億6,380万円となっており、貸借対照表の総額117億3,280万円の内容は、固定資産、流動資産、資本金、剰余金は安定しており、流動負債は2億3,588万5,000円とわずかであります。その一方、水源確保に多大な投資を行っており、それを理由に料金の引き下げを行わないという理由づけを行っております。市の水道料金は特に問題点として経費算入される事業用水道料金も家庭用水道料金も同一料金をとり、基本料金は高く、5m³880円という基本料金を設けています。メーター料金も負担させられています。一般家庭が使用する料金は引き下げを行うべきです。近隣の中でも高い水道料

金を負担させられており、市民の強い引き下げの要求がありますので、高料金設定の水道事業会計については賛成できませんので、反対を表明し、討論といたします。

○議長（村山弘行議員） ほかに討論はありませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山弘行議員） これで討論を終わります。
採決を行います。

議案第35号に対する委員長の報告は原案可決です。本案を委員長報告のとおり原案可決することに賛成の方は起立願います。

（大多数起立）

○議長（村山弘行議員） 大多数起立です。

したがって、議案第35号は原案のとおり可決されました。

〈原案可決 賛成17名、反対2名 午前11時18分〉

○議長（村山弘行議員） 次に、議案第36号「平成19年度太宰府市下水道事業会計予算について」討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山弘行議員） これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第36号に対する委員長の報告は原案可決です。本案を委員長報告のとおり原案可決することに賛成の方は起立願います。

（全員起立）

○議長（村山弘行議員） 全員起立です。

したがって、議案第36号は原案のとおり可決されました。

〈原案可決 賛成19名、反対0名 午前11時19分〉

~~~~~ ○ ~~~~~

### 日程第23 発議第1号 太宰府市議会委員会条例の一部を改正する条例について

○議長（村山弘行議員） 日程第23、発議第1号「太宰府市議会委員会条例の一部を改正する条例について」を議題とします。

提出者の説明を求めます。

7番不老光幸議員。

〔7番 不老光幸議員 登壇〕

○7番（不老光幸議員） 発議第1号「太宰府市議会委員会条例の一部を改正する条例について」。

太宰府市議会会議規則第13条の規定により、別案のとおり提出をいたします。提出者は、太宰府市議会議員不老光幸。賛成者は、太宰府市議会議員岡部茂夫議員、安部陽議員、清水章一

議員、小柳道枝議員、山路一恵議員、渡邊美穂議員であります。

それでは、提案理由の説明をいたします。

本案は昨年11月23日から施行いたしました地方自治法の一部改正に伴い改正を行うものであります。改正の主なものは、第2条の常任委員会の所管の中で会計課が4月から出納課に改められること、第27条の会議録について電磁的記録の方法が認められることに伴い条例の改正を行うものでございます。その他は、条文の整理をするものであります。

以上で提案理由の説明を終わります。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（村山弘行議員） 説明は終わりました。

質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山弘行議員） これで質疑を終わります。

自席へどうぞ。

お諮りします。

本案は委員会付託を省略したいと思えます。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山弘行議員） 異議なしと認めます。

したがって、委員会付託を省略します。

直ちに討論、採決を行います。

討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山弘行議員） これで討論を終わります。

採決を行います。

発議第1号を原案可決することに賛成の方は起立願います。

（全員起立）

○議長（村山弘行議員） 全員起立です。

したがって、発議第1号は原案のとおり可決されました。

〈原案可決 賛成19名、反対0名 午前11時22分〉

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第24 発議第2号 太宰府市議会会議規則の一部を改正する規則について

○議長（村山弘行議員） 日程第24、発議第2号「太宰府市議会会議規則の一部を改正する規則について」を議題とします。

提出者の説明を求めます。

12番小柳道枝議員。

[12番 小柳道枝議員 登壇]

○12番（小柳道枝議員） 「太宰府市議会会議規則の一部を改正する規則について」。

太宰府市議会会議規則第13条の規定により提案いたします。提出者は、私小柳道枝、賛成者は、太宰府市議会議員岡部茂夫議員、安部陽議員、清水章一議員、山路一恵議員、不老光幸議員、渡邊美穂議員です。

発議第2号「太宰府市議会会議規則の一部を改正する規則について」の提案理由の説明をいたします。

本案は昨年11月23日から施行しました地方自治法の一部改正に伴い改正を行うものであります。改正の主なものは、議案の提出権を委員会に与えるための改正で、第13条、第18条、第36条に関連する改正を行うものです。また、委員会条例と同様に会議録の電磁的方法が認められることに伴う改正が第78条、第80条であります。その他は条文の整理をするものであります。

以上、提案理由の説明を終わります。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（村山弘行議員） 説明は終わりました。

質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山弘行議員） これで質疑を終わります。

自席へどうぞ。

お諮りします。

本案は委員会付託を省略したいと思えます。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山弘行議員） 異議なしと認めます。

したがって、委員会付託を省略します。

直ちに討論、採決を行います。

討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山弘行議員） これで討論を終わります。

採決を行います。

発議第2号を原案可決することに賛成の方は起立願います。

（全員起立）

○議長（村山弘行議員） 全員起立です。

したがって、発議第2号は原案のとおり可決されました。

〈原案可決 賛成19名、反対0名 午前11時24分〉

~~~~~ ○ ~~~~~

**日程第25 請願第5号 少人数学級に関する請願**

- 議長（村山弘行議員） 日程第25、請願第5号「少人数学級に関する請願」を議題とします。  
請願第5号は総務文教常任委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。  
総務文教常任委員長 武藤哲志議員。

〔19番 武藤哲志議員 登壇〕

- 19番（武藤哲志議員） 昨年の12月5日の本会議において総務文教常任委員会に審査付託されました請願第5号「少人数学級に関する請願」につきましては、3月8日に委員全員出席のもと委員会を開き、審査しましたので、その審査内容と結果を報告いたします。

この請願は昨年12月議会において継続審査となっていたものです。

今回委員からの意見はなく、討論では現在の市の財政状況を考慮し、この問題だけにこだわらず、市の教育全体を見直していくべきで、市で抱えている様々な教育課題の中で何を優先したらいいのかを考えていくべきとして、請願の採択に反対する反対討論がお二人から、そして周辺自治体で少人数学級制に取り組んでいるところとの教育格差をなくすため、そして今回の請願は小・中学校低学年クラスの少人数化を対象にしたもので、学校側もその対応に苦慮しているので採択に賛成するという賛成討論が2人からありました。

討論を終え、採決の結果、請願第5号「少人数学級に関する請願」については賛成少数で不採択とすべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

- 議長（村山弘行議員） 報告は終わりました。  
質疑を行います。  
ただいまの委員長報告に対し質疑はありませんか。  
（「なし」と呼ぶ者あり）

- 議長（村山弘行議員） これで質疑を終わります。  
自席へどうぞ。  
討論を行います。  
通告があつていますので、これを許可します。  
8番渡邊美穂議員。

- 8番（渡邊美穂議員） 請願第5号「少人数学級に関する請願」につきまして委員会の審査結果には反対、請願の趣旨には賛成の立場から討論いたします。

12月議会、また今議会の委員会審査の中におきましても、この請願の内容に対して明確な反対意見はなく、今委員長報告にもありましたように、主に教育環境の充実を図るべきだが、その優先順位について慎重に考慮すべきだという内容でした。また、本議会では以前国に対し30人以下学級に係る定数改善の要求を出した実績もあります。請願者によると、この請願が不採択というのは県を含め前例がなく、太宰府市議会の少人数学級に対する考え方が問われるこ

とになります。請願者はできるところから始めてほしいという旨でこの請願を出されており、既にこの35人以下学級を実施している近隣市との格差をなくすためにも、この請願は保護者の当然の願いだと考えます。

以上の意見をもちまして本請願に対して賛成討論といたします。

○議長（村山弘行議員） 次に、11番山路一恵議員。

○11番（山路一恵議員） 私もこの請願の趣旨に賛成の立場から討論をいたします。

少人数学級につきましては、県議会にも今年度39万筆の署名が提出をされるなど、年々その要望は高まっています。それはやはり少人数の方が子供たち一人一人の性格や能力に応じて目配り、気配りができるからにほかなりません。県は加配教員を少人数指導と少人数学級、どちらに充てるかは自治体の判断にゆだねるとしています。ただ、少人数指導と少人数学級の比較調査では、少人数学級の方が不登校やいじめが減少し、効果があったという文部科学省の調査結果もあり、今では県内でも自治体独自で非常勤講師を雇って少人数学級を実施しているところが増えてきております。それに伴う自治体間の格差の広がりというのも不満だという声も聞かれます。

そういったことから、やはり本市においてもまずは必要性の高い小学校1、2年生、中学校1年生などから順次実施をしていただきたいということを私は要求をいたしまして、この請願に対する討論にいたします。

○議長（村山弘行議員） 次に、19番武藤哲志議員。

○19番（武藤哲志議員） 請願第5号について賛成討論いたします。

この請願書は少人数学級に関する請願であり、太宰府市内の小学校、中学校の新1年生を対象に35人以下学級にしてくださいとの切実な請願であります。議会ではいじめ、自殺などをなくす一般質問が各議員から行われ、行き届いた教育の充実を求めておりました。また、子供たちを初め大人たちも現在の教育環境に対する不安が大きくなっています。市内の7校の小学校、4校の中学校では、児童・生徒数も40人近いクラスもあれば、30人以下学級もあります。昨年度2校で35人以下学級が実施されました。全国的にも少人数学級が急速に高まっており、国は制度を緩やかに自治体の裁量で少人数学級の実施が可能ということでもあります。議会がこの請願書を採択し、市長部局と教育委員会が協議をし、創意工夫するならば実現できる内容です。4月の統一選挙に当たり、教育環境の充実を政策に掲げて市民に訴えている中に、議会が少人数学級に関する請願を財政が厳しいからとの理由によって不採択とすることは好ましくないと 생각합니다。総務文教委員会では採択されませんでしたでしたが、本会議の場で太宰府市内の児童・生徒のためにこの請願が採択されることを願い、賛成討論といたします。

○議長（村山弘行議員） ほかに討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山弘行議員） これで討論を終わります。

採決を行います。

請願第5号に対する委員長の報告は不採択です。

よって、原案について採決いたします。

請願第5号を採択することに賛成の方は起立願います。

(起立少数)

○議長(村山弘行議員) 起立少数です。

よって、請願第5号は不採択とすることに決定しました。

〈不採択 賛成6名、反対13名 午前11時32分〉

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第26と日程第27を一括上程

○議長(村山弘行議員) お諮りします。

日程第26、意見書第1号「医師・看護師等の増員を求める意見書」及び日程第27、意見書第2号「医師不足を解消し、安心できる地域医療体制の確保を求める意見書」を一括議題にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(村山弘行議員) 異議なしと認めます。

したがって、日程第26及び日程第27を一括議題とします。

日程第26及び日程第27は環境厚生常任委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。

環境厚生常任委員長 福廣和美議員。

[17番 福廣和美議員 登壇]

○17番(福廣和美議員) 3月6日の本会議において環境厚生常任委員会に審査付託されました意見書第1号「医師・看護師等の増員を求める意見書」及び意見書第2号「医師不足を解消し、安心できる地域医療体制の確保を求める意見書」につきましては、3月12日に委員全員出席のもと委員会を開催し、一括して審査いたしましたので、その主な内容と結果を一括して報告いたします。

審査においてそれぞれの意見書について委員から意見を求めたところ、意見書第1号の中段以降、記の2、看護職員の配置基準を夜間は患者10人に対して1人以上、日勤は患者4人に対して1人以上とするなど抜本的に改善してくださいという文章について、配置基準の人数を具体的に挙げているため、例えば配置基準を抜本的に改善してくださいという文章に変更できないかという意見があり、それに対し、これは現場の声であり、この具体的な人数が最低基準としての要望でもあるため修正をせず、このままの文章で意見書を提出したいという意見がありました。看護職員配置の現状について執行部に確認したところ、中には20人に対して1人だったりする病院もあり、大変厳しい状況での配置人数のようであるとのことでした。その説明を受け、看護職員の配置基準については、「するなど」という文言で人数を限定しただけに捉えられないため、原案どおりの文章で構わないのではないかという意見がありました。

意見書第2号に対する意見はなく、これらの意見書に対する協議を終え、それぞれ討論、採決を行いました。

その結果、両意見書ともに討論はなく、意見書第1号については大多数をもって、意見書第2号については委員全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上で報告を終わります。

○議長（村山弘行議員） 報告は終わりました。

質疑を行います。

意見書第1号の委員長報告に対し質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山弘行議員） 次に、意見書第2号の委員長報告に対し質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山弘行議員） これで質疑を終わります。

自席へどうぞ。

これから討論、採決を行います。

意見書第1号「医師・看護師等の増員を求める意見書」について討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山弘行議員） これで討論を終わります。

採決を行います。

意見書第1号に対する委員長の報告は原案可決です。本案を委員長報告のとおり原案可決することに賛成の方は起立願います。

（大多数起立）

○議長（村山弘行議員） 大多数起立です。

したがって、意見書第1号は原案のとおり可決されました。

〈原案可決 賛成18名、反対1名 午前11時37分〉

○議長（村山弘行議員） 次に、意見書第2号「医師不足を解消し、安心できる地域医療体制の確保を求める意見書」について討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山弘行議員） これで討論を終わります。

採決を行います。

意見書第2号に対する委員長の報告は原案可決です。本案を委員長報告のとおり原案可決することに賛成の方は起立願います。

（全員起立）

○議長（村山弘行議員） 全員起立です。

したがって、意見書第2号は原案のとおり可決されました。

〈原案可決 賛成19名、反対0名 午前11時37分〉

~~~~~ ○ ~~~~~

## 日程第28 太宰府市まちづくり総合問題特別委員会調査報告について

○議長（村山弘行議員） 日程第28、「太宰府市まちづくり総合問題特別委員会調査報告について」を議題とします。

委員長の報告を求めます。

太宰府市まちづくり総合問題特別委員長 安部啓治議員。

〔10番 安部啓治議員 登壇〕

○10番（安部啓治議員） 平成15年9月の本会議において総合的な太宰府市のまちづくりに関しての調査研究を行うまちづくり総合問題調査特別委員会が設置され、およそ3年半の間調査研究してまいりましたので、その主な内容をご報告いたします。

当初、各会派より出されました要望をもとに、市内の交通問題、佐野東地区のまちづくり、高雄地区のまちづくり、天満宮、国立博物館周辺のまちづくりの4項目を中心に15回の会議を開催し、調査研究を行ってまいりました。

まず、1点目の市内の交通問題については、（仮称）JR太宰府駅新設、道路の渋滞対策、まほろば号の運行が主な内容です。

（仮称）JR太宰府駅新設に関しては、当初太宰府市の西の玄関口として国立博物館開館までに新設するところで計画されておりましたので、本市の構想に近いと思われるJR鹿児島本線の陣原駅、岡山市のJR北長瀬駅の設置及び周辺整備状況を調査しました。駅舎建設費の市負担額は、陣原駅が9割、北長瀬駅が全額ということでした。また、JR九州北部地域本社にて新駅設置に関する意見交換会を行い、バスの乗り入れを視野に入れた駅の建設の検討材料を得ることができました。調査研究を通して新駅構想のイメージができつつありましたが、新駅設置に至っておりません。

次に、2点目の佐野東地区のまちづくりについては、JR太宰府駅を中心にした区画整理事業や看護学校跡地の利用方法などの論議をしましたが、どのようにまちづくりを進めていくか具体的な論議に至っておりません。

次に、3点目の高雄地区のまちづくりについてです。

内容は高雄中央通り線拡幅計画と（仮称）高雄公園建設計画が調査研究の中心で、市内の梅林アスレチックスポーツ公園と春日市の白水大池公園の利用状況など現地調査を行い、高雄公園の建設計画に管理棟の問題や、遊具、広場の利用方法など委員から出された要望なども一部取り入れていただいているようでございます。

最後に、4点目の天満宮、国立博物館周辺のまちづくりについては、太宰府館の利用増対策として姫路市の姫路観光ナビポートを視察し、観光振興によるまちづくりについては湯布院町（現由布市）と豊後高田市の現地調査を実施しました。湯布院町と豊後高田市のいずれにも優

秀なまちづくりの仕掛け人がいました。今後そのような人材の育成や招聘によりまちづくりを進めることも重要な点ではないかと感じました。

おのおの問題については執行部に必要な資料を請求し、詳細な説明を受け、各委員の意見を聴取しながらやってまいりましたが、平成15年に豪雨災害が発生し、その復旧に膨大な費用を要したことや、国の三位一体改革による地方交付税の大幅削減などにより、市の財政は一段と悪化しており、平成22年度までの中期財政収支見通しも厳しいものとなっています。当然ながら、まちづくりに関する事業は遅延を余儀なくされ、本委員会で調査研究の対象とした（仮称）JR太宰府駅新設と佐野東地区のまちづくりについては具体論に踏み込まず、もどかしさを感じながら当委員会の任期を迎えることになりました。

全国の地方自治体の財政状況は厳しい状況ではありますが、知恵を出し、力を出し合っればらしいまちづくりに成功している自治体も散見されます。本市においても一刻も早く将来に向けたまちづくりの軌道に乗れるよう努力されることを期待するものです。なお、本委員会の反省点として、まちづくりの総合問題のテーマが多過ぎたことから、調査研究の対象を絞り切れない結果となりました。よって、次期新体制においては残された問題から特に重要なテーマに絞った調査研究を行う特別委員会の設置を切望して、本特別委員会に付議されました案件の調査報告を終わります。

以上です。

○議長（村山弘行議員） 報告は終わりました。

ただいまの委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山弘行議員） これで質疑を終わります。

自席へどうぞ。

以上で報告を終わります。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第29 太宰府市中学校給食・少子高齢化問題特別委員会中間調査報告について

○議長（村山弘行議員） 日程第29、「太宰府市中学校給食・少子高齢化問題特別委員会中間調査報告について」を議題とします。

委員長の報告を求めます。

太宰府市中学校給食・少子高齢化問題特別委員長 小柳道枝議員。

〔12番 小柳道枝議員 登壇〕

○12番（小柳道枝議員） 太宰府市中学校給食・少子高齢化問題特別委員会の中間報告を行います。

太宰府市中学校給食・少子高齢化問題特別委員会につきましては、現時点で調査が終了していないことから本定例会において中間報告をいたします。

本特別委員会は中学校給食実施に向けた教育環境の改善や、乳幼児医療費を初めとした子育て支援、高齢者支援の少子高齢化問題の調査研究のため、平成15年9月19日に設置されて以来現在に至るまで委員会、協議会、勉強会、行政視察などを含め35回にわたり調査研究を行ってまいりました。また、平成16年3月議会、平成17年3月議会、平成18年3月議会、同年9月議会の4回にわたり中間報告を行ってきたところであります。4回目の中間調査報告以降、3回の委員会及び協議会を開催いたしましたので、その内容についてご報告いたします。

平成18年9月4日開催の委員会において、同年12月1日から太宰府市中学校ランチサービスを実施することを決定したとの報告を受けて以降、平成18年10月30日に開催された委員会では、執行部からランチサービス実施に向け、4中学校において保護者説明会及び保護者を対象とした試食会を実施した内容についての説明を受けました。保護者説明会や試食会において、保護者からは栄養面でバランスがとれていてよいという意見や、食材の安全性に安心する声がある一方、1カ月の注文単位を1日単位や1週間単位にしてほしい、御飯の量を学年、男女別で配慮してほしいなど要望もあり、また注文単位についてはランチサービスの目的がバランスのとれた食事を継続的にとることで栄養価の改善や望ましい食習慣の形成を図ることから、1カ月単位を基本としているという説明を受けました。

その後、平成18年12月1日から太宰府市中学校ランチサービスが市内4中学校で開始され、私たち議員も試食を行い、委員からの様々な意見を執行部へ提案いたしました。また、ランチサービスの実施状況を実際に見て調査すべきとの意見があり、平成18年12月18日に太宰府東中学校へランチサービスの搬入、配膳、回収状況を視察しました。視察を終え、委員からは、4月からの新1年生へのランチサービスのPRを積極的に行い、注文数の増加につなげてほしい、献立表をもっと工夫して食べたいような内容にしてほしい、教職員の負担が増えるため考慮すべきだなど意見が出されました。

その後、3月2日に開催いたしました委員会においては、中学校ランチサービスの実施状況について担当課に説明を求めたところ、12月から3月までの注文状況の推移について、12月から3月までの4カ月間で4中学校の平均注文数は208食、平均注文率は12%であり、その校区の地域性や家庭の考え方などで学校間の注文数に差があるという報告を受けました。

報告を受け、委員からは、申込期間が1カ月半前であることについて先の予定が立たないなどの理由から申込期間の短縮ができないか、申し込み単位が1カ月単位だが、1週間、または2週間単位での注文ができないか、選択性であることについて注文が少なくなると、注文すると恥ずかしいなどの理由からますます減少するのではないか、注文することが迷惑であるかのように言われかねないなどのことから、全生徒を対象に一斉に実施してほしいとの要望がある、学校、教職員の理解と協力を今以上に求めていく必要があるとの意見が出されました。市執行部におかれましては、委員会で出された意見や生徒、保護者の声を反映した中学校ランチサービスの充実を図ることはもとより、生徒、保護者の多様な価値観にも柔軟に対応でき、生徒が健康で充実した中学校生活を送れ、また喫食数がさらに確保できるように努力していただ

きたいと思います。

当委員会といたしましては、議員の任期は4月29日までとなっておりますが、任期満了となるまで当特別委員会では太宰府市中学校ランチサービス、また少子高齢化問題についても引き続き調査研究を行ってまいりたいと思います。

以上、太宰府市中学校給食・少子高齢化問題特別委員会の中間報告とさせていただきます。

○議長（村山弘行議員） 報告は終わりました。

ただいまの委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山弘行議員） これで質疑を終わります。

自席へどうぞ。

以上で報告を終わります。

~~~~~ ○ ~~~~~

### 日程第30 基金創設調査特別委員会調査報告について

○議長（村山弘行議員） 日程第30、「基金創設調査特別委員会調査報告について」を議題とします。

委員長の報告を求めます。

基金創設調査特別委員長 岡部茂夫議員。

〔18番 岡部茂夫議員 登壇〕

○18番（岡部茂夫議員） 平成18年12月定例会において設置された基金創設調査特別委員会に審査付託されました「基金創設に関する件」についての報告をいたします。なお、この委員会は全議員で構成されていることから、審査の詳細はご理解いただいていることと判断し、概要の報告とします。

委員会は第1回を平成18年12月19日に開催し、9回にわたりまして慎重な審議をいたしました。

その内容は、第1回は正・副委員長の選出と次回開催日の決定、第2回はワーキンググループの会議の経過報告及び資料として同グループが作成した条例案が示されました。第3回は参考人招致について審議がなされ、参考人の意見を聞くことや意見のテーマ、参考人としてだれを招致するかなどを審議しました。第4回は、参考人招致までの経過を報告し、3人の参考人から意見を聞き、質問に答えていただきました。第5回は、さらに参考人1人に意見を述べていただき、質問に答えていただきました。また、参考人の意見を聞いての意見交換を次回に実施することや、今後の調査内容について審議いたしました。第6回は、参考人の意見を受けての意見について、会派ごとにまとめていただいたことを出していただき、意見の交換を行いました。第7回は、この条例案は議員提案することを大前提にしていることから、提案の時期の問題や執行部との関係、寄附金の想定、歴史と文化の環境税との関連などを論議いたしまし

た。第8回は、この条例案の議会提案時期についての協議を行いました。第9回は、本特別委員会の総括を行い、調査の最終取りまとめを行いました。

以上のように、本特別委員会では時間をかけ、慎重な審議をいたしました。調査結果として、(仮称)太宰府みらい基金条例案については、委員の意見として、基金条例を制定することについての反対の意見はなく、全委員が賛成であります。ただし、議会提案の時期として本定例会中という意見と議員の改選があることから次期の議員で協議し、早い時期に提案すべきとの意見があり、結論として次期の議員において条例案文の精査や執行部との調整を図り、早い時期に提案することでまとめられました。よって、当委員会は(仮称)太宰府みらい基金条例案の趣旨については、全員一致で賛成をし、次期議員において早期に提案されるよう申し送りを事務局を通じて行うことといたしました。委員の皆様には、大変長い間調査研究及び慎重な論議を重ねていただきましてありがとうございました。

以上で当委員会に審査付託されました案件の報告を終わります。

○議長(村山弘行議員) 報告は終わりました。

ただいまの委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(村山弘行議員) これで質疑を終わります。

自席へどうぞ。

以上で報告を終わります。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第31 議員の派遣について

○議長(村山弘行議員) 日程第31、「議員の派遣について」を議題とします。

地方自治法第100条第12項及び太宰府市議会会議規則第161条に基づき別紙のとおり議員の派遣が生じたので、これを承認し、変更があったときは議長に一任することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(村山弘行議員) 異議なしと認めます。

したがって、本件は承認されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

### 日程第32 閉会中の継続調査申し出について

○議長(村山弘行議員) 日程第32、「閉会中の継続調査申し出について」を議題とします。

別紙のとおり議会運営委員会、各常任委員会、特別委員会から申し出がっております。別紙のとおり承認することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(村山弘行議員) 異議なしと認めます。

したがって、本件は承認されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第33 片井智鶴枝議員の議員辞職について

○議長（村山弘行議員） 日程第33、「片井智鶴枝議員の議員辞職について」を議題とします。

ここで地方自治法第117条の規定により片井智鶴枝議員の退場を求めます。

（1番 片井智鶴枝議員 退場）

○議長（村山弘行議員） 片井智鶴枝議員につきましては、次期市長選挙に立候補のため平成19年3月20日付で平成19年3月23日をもって議員の辞職願が議長あてに提出されました。

お諮りします。

片井智鶴枝議員の議員辞職について許可することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山弘行議員） 異議なしと認めます。

したがって、片井智鶴枝議員の議員辞職について許可することに決定いたしました。

ここで片井智鶴枝議員の入場を認めます。

（1番 片井智鶴枝議員 入場）

○議長（村山弘行議員） 片井智鶴枝議員に申し上げます。

ただいまの片井智鶴枝議員の議員辞職については許可をされましたのでお知らせいたします。

お諮りします。

本定例会において議決されました案件について、各条項、字句、その他の整理を要するものにつきましては、会議規則第42条の規定によって、その整理を議長に委任願います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山弘行議員） 異議なしと認めます。

したがって、本定例会において議決されました案件整理について、これを議長に委任することに決定しました。

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（村山弘行議員） 以上で本定例会に付議されました案件の審議はすべて終了しました。

ここで、任期最後の会議でありますことから、市長のごあいさつをお受けしたいと思います。

市長。

〔市長 佐藤善郎 登壇〕

○市長（佐藤善郎） ただいま議長のお許しをいただきましたので、私の任期最終の定例議会の閉会に当たり一言ごあいさつを申し上げます。

去る3月2日に招集いたしました本定例議会は、本日をもって平成19年度の予算案並びに関

係案件を原案どおりそれぞれ可決賜りました。ここに厚く御礼を申し上げます。本日まで22日間にわたり熱心かつ慎重なるご審議をいただき、また一般質問におきましても数々のご提言を賜りましたことに重ねて感謝申し上げる次第であります。

さて、私は市民の皆様並びに議員各位から力強いご支援をいただき、平成7年4月に市長就任以来、3期12年間市政をお預かりいたしました。この間一貫して「市民が真ん中・もっと太宰府らしく」を市政運営の基本姿勢に据え、生まれ育った愛するふるさと太宰府の限りない発展と市民の皆様の幸せをひたすら願いながら、本市の将来像であります「歴史とみどり豊かな文化のまち」の実現に向けて全身全霊を傾注し、市民の負託にこたえてまいりました。

ここで議員の皆様とともに取り組んでまいりました3期12年を顧みたいと存じます。

まずは何と申しましても、平成17年10月に九州国立博物館がオープンしたことであります。この3月には早くも来館者数が300万人を突破するという快挙をなし遂げました。このことは先達の明治以来100年に及ぶ熱い思いを市民の皆様を初め議員各位、そして関係機関、関係団体が受け継ぎ、官民を挙げた誘致運動を展開したたまものであります。誠に地元としての誉れであります。

次に、21世紀初頭の10年間で展望した第四次太宰府市総合計画を策定いたしましたことでもあります。策定に当たりましては、私の市政運営の基本姿勢を具体化するために、未来都市太宰府デザイン会議や市民公募によるまちづくり百人委員会を開催し、市民意識調査を実施するなど多くの市民の参画を得ながら、3年有余の歳月をかけて策定いたしました。また、本市の将来像であります「歴史とみどり豊かな文化のまち」の早期実現に向けて重点的に取り組む主要課題として、まるごと博物館推進プロジェクト、地域コミュニティづくり推進プロジェクト、福祉でまちづくり推進プロジェクトの3つの推進プロジェクトを掲げまして、総合的にまちづくりを進めてまいりました。

次に、コミュニティバスまほろば号についてであります。

このまほろば号は「人・まち・環境にやさしい」コミュニティバスの理念のもと、通勤、通学や買い物あるいは観光などの交通手段として平成10年4月から運行開始いたしました。その後、新規格路線の開設や100円均一料金の実施など公共交通サービスの向上を図り、本年1月には延べ乗客数が300万人を突破するなど、多くの市民の皆様を初め来訪者の方々に大変好評をいただいております。

次に、給水制限の全面解除についてであります。

水の安定確保につきましては、本市の重要政策課題に掲げまして、積極的に広域的な展開を図りながら、水資源の早期確保に最大限の努力を重ねてまいりました。そして、北谷ダムや鳴瀬ダムの完成などにより、そのめどが立ちましたので、平成14年7月に集合住宅への給水制限を全面的に解除することができました。

次に、都市基盤の整備についてであります。

長年取り組んでまいりました佐野土地地区画整理事業が完了いたしました。また、平成15年の

7・19豪雨災害で甚大な被害を受けたことを受け、安全・安心への備えがまちづくりの基本との認識に立ち、防災体制の確立を図りつつ関係機関と緊密に連携をとりながら、全力を挙げて災害復旧に力を尽くしてまいりました。さらに、県による御笠川改修事業と連動して、通古賀都市再生整備計画に基づき、組合施行によりまず土地区画整理事業と一体となって市道整備や橋梁の架け替えなど、面的な都市基盤整備に向けて全力を挙げて取り組んでまいりました。

次に、公共施設等の整備についてであります。文化ふれあい館、いきいき情報センターの落成、そしてまるごと博物館のコアエリアの整備として太宰府館を平成16年10月に開館したところであります。

次に、地域間交流についてであります。

平成12年度の東大寺サミットの開催をきっかけに、平成14年度に奈良市との友好都市の盟約を締結いたしました。また、平成17年度には本市と同じような歴史的、文化的背景を擁した多賀城市との友好都市を締結するなど、地域間交流の促進に努めてまいりました。

次に、行財政改革についてであります。

本市の厳しい財政事業の中に行財政改革の断行、時代の要請に対応した機構改革の実施、評価制度の導入など全力を挙げて行政運営に取り組んでまいりました。とりわけ、歴史と文化の環境税につきましては、地方分権時代における税財源の確保の道筋を切り開くため、関係機関や関係者のご協力を得ながら平成15年5月に導入したものであり、貴重な財源として確保されているところであります。

次に、景観を生かしたまちづくり制度についてであります。

景観まちづくり懇話会からさきの2月に答申をいただいたところであります。本市のすばらしい景観を守り、育てながら、「百年後も誇りに思える美しいまち・太宰府」を目指していくことが今後のまちづくりの大きな課題であると考えております。

以上、主要な事業のみ申し上げてまいりましたが、ハードとソフトの両面から太宰府ならではの特色と魅力あるまちづくりを総合的に展開することができ、この12年の歳月は本市にとって充実したものであったと同時に、本県の中堅都市としてさらなる発展を遂げた年月であったことは衆目の認めるところであると確信いたしております。これもひとえに市民の皆様を初め、議員各位のご理解とご協力のたまものと重ねて御礼を申し上げます。

さて、統一地方選挙もいよいよ間近に迫ってまいりました。私は来る市長選挙には立候補せず、今期限りで引退する決意を固め、次の首長に後事を託する所存であります。議会議員の皆様、既に来期を目指して立候補を表明された方々におかれましては、再び当選の栄を得られまして市政発展のために一層ご活躍されますよう心からお祈り申し上げる次第であります。また、後進に夢を託されて今期限り勇退される議員にありましては、長年にわたり本市の発展のためにご尽力いただき、任期中のご苦勞に対しまして改めて感謝申し上げます。次第であります。

最後になりますが、太宰府市の限りない発展と、そして6万7,000市民の幸せをひたすら願ひながら、議員の皆様からのご厚情に対しまして改めて感謝を申し上げ、御礼のごあいさつとい

たします。どうもありがとうございました。

○議長（村山弘行議員） 市長のごあいさつが終わりました。

ここで任期最後の議会を閉会するに当たりまして、議会を代表して一言ごあいさつを申し上げます。

本定例会は3月2日に開会し、本日をもって閉会をいたしますが、22日間の会期中議員各位におかれましては時節柄何かとご多用中にもかかわらず、熱心かつ慎重にご審議を賜り、平成19年度の各会計予算を初め諸議案の可決を見ましたことにつきまして、議長といたしまして厚く御礼を申し上げます。

また、過去4年間の議会運営、議事進行につきましては、極力公平公正を心がけたつもりですが、私のつたない点も多くあったことと思います。しかし、議員の皆様方の格別のご支援、ご協力のもと議長の職責を大過なく全うさせていただきましたことに対しまして衷心より厚く御礼を申し上げます。

また、佐藤市長につきましては、今限りで勇退されると聞き及んでいるところでございます。3期12年間太宰府市政の発展充実に鋭意ご尽力をされ、大きな功績を残されました。佐藤市長の太宰府を愛する心は私たち議員を初め、市民、執行部の皆さんに必ずや受け継がれるものと確信しておるところでございます。佐藤善郎太宰府市長に対し心から敬意と感謝の意を表すものでございます。勇退後も市政の運営に対しご指導、ご鞭撻を賜りますようお願いを申し上げます。

さて、私たち議員の任期も4月29日をもって満了することになりますが、今期で勇退されまじ議員におかれましては、今後とも太宰府市発展のためご指導、ご協力いただきますようお願い申し上げる次第でございます。また、4月の市議会議員選挙に再出馬を予定されておられます議員各位におかれましては、全員が見事当選の栄誉を得られ、再びこの議場でお会いできますよう格段のご健闘、ご奮闘を心からお祈り申し上げます。

最後になりましたが、太宰府市のますますの発展と皆様方のご健勝、ご多幸を心からご祈念申し上げます。お礼を兼ね、今期最後のお別れのごあいさつといたします。誠にありがとうございました。

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（村山弘行議員） これをもちまして、平成19年太宰府市議会第1回定例会を閉会したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山弘行議員） 異議なしと認めます。

したがって、平成19年太宰府市議会第1回定例会を閉会いたします。

お疲れでございました。ありがとうございました。

閉会 午後0時12分

~~~~~ ○ ~~~~~

上記会議次第は事務局長の記載したものであるが、その内容が正確であることを証するためここに署名します。

平成19年4月27日

太宰府市議会議長 村山弘行

会議録署名議員 門田直樹

会議録署名議員 不老光幸